## Apple Pay モバイルペイメント特約改定のお知らせ

# 拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、Apple Pay のご利用方法の追加(「エクスプレスモード」によるご利用)等について、会員規約の一部である Apple Pay モバイル ペイメント特約を下記のとおり2023年4月1日に改定いたします。引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

現行	改定後
第2条(用語の定義)	第2条 (用語の定義)
(8)「QUICPay」とは、JCB が単独 <u>または</u> 提携するカード発行会社と共に	(8)「QUICPay」とは、JCB が単独 <u>又は</u> 提携するカード発行会社と共に運

運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称 をいいます。

### (略)

(12)「Apple Pay 加盟店」とは、QUICPay 加盟店、QUICPay プラス加盟 店、その他 IC チップを用いた非接触式決済システムのサービスで あって、Apple 社および当社が認めたものを決済方法として選択で きる加盟店ならびにインターネット等による非対面取引を行う指定 カードの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店(ただし、 一部の加盟店において本サービスを利用できない場合がありま

営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称を いいます。

## (略)

(12)「Apple Pay 加盟店」とは、QUICPay 加盟店、QUICPay プラス加盟 店、その他 IC チップを用いた非接触式決済システムのサービスで あって、Apple 社及び当社が認めたものを決済方法として選択でき る加盟店並びにインターネット等による非対面取引を行う指定カー ドの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店(ただし、一部 の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)を

す。)をいいます。

### 第3条(契約手続き等)

1 当社の指定する種別のカードの会員が本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple Pay 所定の方法により本契約の申込み、および指定モバイル端末へのカードの登録申込みを行い、当社が審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知されます。又、当該通知と共に指定モバイル端末に Apple Pay 所定の方法による当該申込みに係るカードの登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当社が必要と認める場合、その他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

(略)

## 第4条(商標その他の知的財産権について)

QUICPay の決済システムに関する商標その他の知的財産権は、JCB および 同システムの提供者に帰属します。その他、本サービスに関する知的財産権は、関係する事業者に帰属します。なお、利用者は、当該知的財産権を侵害しないものとします。

第5条(付帯サービス)

(略)

3 当社、JCB <u>または</u>サービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、 JCB <u>または</u>サービス提供会社は付帯サービス<u>および</u>その内容を変更す ることがあります。 いいます。

### 第3条(契約手続き等)

1 当社の指定する種別のカードの会員が本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple Pay 所定の方法により本契約の申込み、及び指定モバイル端末へのカードの登録申込みを行い、当社が審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知されます。また、当該通知と共に指定モバイル端末にApple Pay 所定の方法による当該申込みに係るカードの登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当社が必要と認める場合、その他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

(略)

### 第4条(商標その他の知的財産権について)

QUICPay の決済システムに関する商標その他の知的財産権は、JCB <u>及び</u>同システムの提供者に帰属します。その他、本サービスに関する知的財産権は、関係する事業者に帰属します。なお、利用者は、当該知的財産権を侵害しないものとします。

第5条(付帯サービス)

(略)

3 当社、JCB <u>又は</u>サービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB <u>又は</u>サービス提供会社は付帯サービス<u>及び</u>その内容を変更することがあります。

# 第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理) (略)

- 3 Apple Pay は、本件モバイル端末を所持する者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード (以下「本パスコード」という。)を入力する方法による本人認証 (以下「モバイル端末認証」という。)を、本件モバイル端末を所持する者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、またそれにより本件モバイル端末を所持する者が利用者本人であると推定されます。利用者は、本パスコードを他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、第三者に容易に推測されるような記号・番号(氏名、生年月日、電話番号等)を本パスコードとして登録しないようにするものとします。
- 4 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本人認証機能として、生体認証機能の利用登録をしている場合、生体認証情報の照合によって、モバイル端末認証を行うことができます。生体認証情報の照合により利用者の同一性について確認ができた場合は、当該利用については利用者本人のものと看做します。なお、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、本パスコードを入力する方法によるモバイル端末認証を行うことができる場合があります。その場合は、利用者は前項に定める義務を負うものとします。
- 5 利用者が本サービスを利用する場合、オンラインショッピング本人認 証サービス (Visa が提供する「Visa Secure」、マスターカード社が提

# 第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理) (略)

- 3 Apple Pay は、本件モバイル端末を所持する者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード (以下「本パスコード」という。)を入力する方法による本人認証 (以下「モバイル端末認証」という。)を、本件モバイル端末を所持する者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能となるサービスであり、またそれにより本件モバイル端末を所持する者が利用者本人であると推定されます。利用者は、本パスコードを他人に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、第三者に容易に推測されるような記号・番号(氏名、生年月日、電話番号等)を本パスコードとして登録しないようにするものとします。
- 4 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の本人認証機能として、生体認証機能の利用登録をしている場合、生体認証情報の照合によって、モバイル端末認証を行うことができます。生体認証情報の照合により利用者の同一性について確認ができた場合は、当該利用については利用者本人のものと看做します。なお、利用者が生体認証機能の利用登録を行っている場合であっても、本パスコードを入力する方法によるモバイル端末認証を行うことができる場合があります。その場合は、利用者は前項に定める義務を負うものとします。
- 5 利用者が本サービスを利用する場合、オンラインショッピング本人認 証サービス (Visa が提供する「Visa Secure」、マスターカード社が提

供する「SecureCode<sup>M</sup>」、JCB が提供する「J/Secure<sup>M</sup>」の総称)により要求される暗証番号・パスワードによる本人認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

(新設)

### 第2章 個人情報の取扱い

第7条(個人情報の収集、保有、利用)

1 利用者<mark>および</mark>本契約を申込まれた方(以下「利用者等」という。)は、 当社が、(1)本契約の締結有無の判断、(2)本契約締結後の管理、(3) 利用者に対する本契約に基づくサービスの提供、(4)本サービスの不正 利用の防止のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を 受け、利用することに同意します。

(略)

③ 利用者等が本契約の申込みを行われるにあたって指定モバイル 端末に入力された内容および入力方法等 供する「SecureCode<sup>™</sup>」、JCB が提供する「J/Secure<sup>™</sup>」の総称)により 要求される暗証番号・パスワードによる本人認証は、原則として行わ れません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場 合があります。

第6条の2 (エクスプレスモードを通じた Apple Pay の利用)

前条第3項及び第4項の定めにかかわらず、エクスプレスモードを通じて Apple Pay を利用する場合は、モバイル端末認証を行うことなく、かつ本件モバイル端末のロックを解除することもなく、エクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式 IC 読取機器にかざすだけで、Apple Pay を利用することができます。

なお、エクスプレスモードは、指定カードを Apple 社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録することにより利用することができます。

## 第2章 個人情報の取扱い

第7条(個人情報の収集、保有、利用)

1 利用者及び本契約を申込まれた方(以下「利用者等」という。)は、当社が、(1)本契約の締結有無の判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供、(4)本サービスの不正利用の防止のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

(略)

③ 利用者等が本契約の申込みを行われるにあたって指定モバイル端 末に入力された内容及び入力方法等 (略)

2 利用者は、当社が Apple 社に対して、(1) Apple 社における本契約締結後の管理や本サービスの提供、(2) Apple 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、本サービスの利用履歴および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。なお、Apple Pay の利用にあたり、Apple 社または Apple Pay に関連するサービスを提供する者が、Apple 社約款または該当サービス提供者の約款等に基づき、利用者等の Apple Pay の利用に関する情報を取得する場合には、当該約款等が適用されるものとし、当社はこれについて一切の責任を負いません。

(略)

第8条(契約不成立時<u>および</u>契約終了後の個人情報の利用) 利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、<u>または</u>本契約が 終了した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有<u>および</u> 利用を行うことに同意するものとします。

(略)

第10条(ショッピング利用)

(略)

2 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類<mark>または、</mark>その他の条件によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用できない場合があること、あるいは、取り扱う金額が制限される場合があります。

(略)

2 利用者は、当社が Apple 社に対して、(1) Apple 社における本契約締結後の管理や本サービスの提供、(2) Apple 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、本サービスの利用履歴及び本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。なお、Apple Pay の利用にあたり、Apple 社区はApple Pay に関連するサービスを提供する者が、Apple 社約款又は該当サービス提供者の約款等に基づき、利用者等の Apple Pay の利用に関する情報を取得する場合には、当該約款等が適用されるものとし、当社はこれについて一切の責任を負いません。

(略)

第8条(契約不成立時及び契約終了後の個人情報の利用)

利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、<u>又は</u>本契約が終了 した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有<u>及び</u>利用を行 うことに同意するものとします。

(略)

第10条(ショッピング利用)

(略)

2 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類<u>又は</u>その他の条件によっては、前項の加盟店の一部において本サービスを利用できない場合があること、あるいは、取り扱う金額が制限される場合があります。

であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバ イル端末認証を行い、かつ Apple Pay 所定の手続きを行うことにより、 本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、会 員規約に基づき、署名または指定カードの暗証番号の入力を求められ る場合があります。

(略)

#### 第11条(支払区分)

1 QUICPay 加盟店および QUICPay プラス加盟店においては、会員規約の 定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッ ピング利用代金の支払区分はショッピング 1 回払いのみとなります。 ただし、利用者は、会員規約第26条第8項の定めに従い、支払区分を 変更することができます。

(略)

第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難等)

(略)

2 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、 次の①または②の措置をとるものとします。

(略)

## 第14条(サービスの一時停止・終了等)

1 本サービスは、本サービスを提供するために必要なシステム(以下「本 |決済システム|という。) の定期的な保守点検<mark>および</mark>更新を行うために、 一時停止されることがあります。

3 利用者は、会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引 3 利用者は、会員規約の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引 であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバ イル端末認証を行い、かつ Apple Pay 所定の手続きを行うことにより、 本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、会 員規約に基づき、署名又は指定カードの暗証番号の入力を求められる 場合があります。

(略)

#### 第11条(支払区分)

1 QUICPay 加盟店及び QUICPay プラス加盟店においては、会員規約の定 めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピ ング利用代金の支払区分はショッピング 1 回払いのみとなります。た だし、利用者は、会員規約第26条第8項の定めに従い、支払区分を変 更することができます。

(略)

第13条(本件モバイル端末の紛失、盗難等)

(略)

2 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、 次の①又は②の措置をとるものとします。

(略)

第14条 (サービスの一時停止・終了等)

| 1 || 本サービスは、本サービスを提供するために必要なシステム (以下 「本 決済システム」という。)の定期的な保守点検及び更新を行うために、 一時停止されることがあります。

- 2 前項に加え、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の 2 前項に加え、以下のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の 通知または公表なく、本サービスを一時停止または終了することがあ ります。
- (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
- (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継続 することが困難な場合
- (3) 本サービスまたは本決済システムの障害等により、セキュリティ上、 当社が本サービスを一時停止または終了する必要があると合理的に 判断した場合
- 3 Apple 社は、Apple 社約款に基づく場合、利用者から本件モバイル端末 | 3 Apple 社は、Apple 社約款に基づく場合、利用者から本件モバイル端末 の紛失等の届け出があった場合、利用者からの要請があった場合、また は本件モバイル端末の返還、交換がなされる場合には、指定カードの利 用の停止、本件モバイル端末への登録の削除をすることがあります。
- 4 前3項に定める場合のほか、Apple 社は、同社の判断により Apple Pay の提供を停止、終了または同サービスの内容を変更する場合がありま す。

### 第 15 条 (免責)

- 1 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合 であっても、一切の賠償責任を負いません。
  - (1) 本件モバイル端末(これと一体となり、または記録されている IC チ ップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において 同じ。)もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または 通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

- 通知又は公表なく、本サービスを一時停止又は終了することがありま す。
- (1) 本決済システムの保守点検又は更新を緊急に行う必要がある場合
- (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの運営を継 続することが困難な場合
- (3) 本サービス又は本決済システムの障害等により、セキュリティ上、 当社が本サービスを一時停止又は終了する必要があると合理的に判 断した場合
- の紛失等の届け出があった場合、利用者からの要請があった場合又は 本件モバイル端末の返還、交換がなされる場合には、指定カードの利用 の停止、本件モバイル端末への登録の削除をすることがあります。
- 4 前3項に定める場合のほか、Apple 社は、同社の判断により Apple Pay の提供を停止、終了又は同サービスの内容を変更する場合があります。

## 第 15 条 (免責)

- 1 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合 であっても、一切の賠償責任を負いません。
- (1)本件モバイル端末(これと一体となり、又は記録されている IC チッ プ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同 じ。)もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障又は通信事 業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

- (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合
- (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pav に係るサービス提供を停止も しくは終了している場合、またはその他 Apple 社の事情に起因する 場合
- (4) 前条に基づき、本サービスが一時停止または終了された場合
- 末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または 本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよ び、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失が ない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重過失が ある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ 逸失利益は含まれないものとします。

(略)

第17条 (解除等)

(略)

- 2 次の(1)から(8)のいずれかに該当するときは、当社からの催告およ び通知を要せず当然に本契約は終了します。
- (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格 を喪失したとき
- (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay に係る契約が終了したとき
- (3) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第 三者が悪用した可能性があると当社が判断したとき
- (4) 利用者が当社に対して、指定カードを紛失、または盗難にあった旨を

- (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合
- (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pav に係るサービス提供を停止も しくは終了している場合又はその他 Apple 社の事情に起因する場合
- (4) 前条に基づき、本サービスが一時停止又は終了された場合
- 2 当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端 2 当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端 末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能又は本 件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよ び、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意又は過失がな い限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意又は重過失がある 場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失 利益は含まれないものとします。

(略)

第17条 (解除等)

(略)

- 2 次の(1)から(8)のいずれかに該当するときは、当社からの催告及び 通知を要せず当然に本契約は終了します。
- (1) 利用者が指定カードを退会したとき又は指定カードの会員資格を喪 失したとき
- (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay に係る契約が終了したとき
- (3) 指定カード、指定カードのカード情報又は本件モバイル端末を第三 者が悪用した可能性があると当社が判断したとき
- (4) 利用者が当社に対して、指定カードを紛失又は盗難にあった旨を通

通知したとき

(5) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失<u>、または</u>盗難にあった旨を通知したとき

(略)

第18条(本契約終了後の取扱い)

第16条<u>および</u>第17条に基づき本契約が終了した場合<u>または</u>理由のいかん を問わず本サービスが終了した場合であっても、利用者が会員規約に基づ き、有効に指定カードを保有する場合には、当該カードは会員規約に基づ き利用することができるものとします。

第19条(サービスの変更、一時停止または終了について)

Apple 社、JCB その他本サービスの提供会社の事情により、サービスの変更、一時停止または終了することがあります。

知したとき

(5) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失<u>又は</u>盗難にあった 旨を通知したとき

(略)

第18条(本契約終了後の取扱い)

第16条<u>及び</u>第17条に基づき本契約が終了した場合<u>又は</u>理由のいかんを問わず本サービスが終了した場合であっても、利用者が会員規約に基づき、有効に指定カードを保有する場合には、当該カードは会員規約に基づき利用することができるものとします。

第19条(サービスの変更、一時停止又は終了について)

Apple 社、JCB その他本サービスの提供会社の事情により、サービスの変更、一時停止又は終了することがあります。

以上